規　則

○国家公安委員会規則第八号

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十六年七月九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に、「から第八条まで」を「、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条」に改める。

一　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）第二条第四十六号

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第七条第四十六号

三　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）第四十六号

四　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）第一条第四十六号

五　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第三条第四十六号

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十六号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に、「から第八条まで」を「、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条」に改める。

第十三条の二第十四号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に改める。

附　則

この規則は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月九日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五中注17の表中「

トルコ	T	

」を

トルコ	T	
アラブ首長国連邦	E	

」に改める。

附　則

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（平成二十六年条約第八号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第九号

天皇皇后両陛下は、七月二十二日から同月二十八日まで、東日本大震災復興状況及び地方事情御視察のため宮城県へ、引き続き、那須御用邸へ行幸啓になる。

平成二十六年七月九日

宮内庁長官　風岡　典之

○総務省告示第二百三十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年七月九日

総務大臣臨時代理

国務大臣　田村　憲久

第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

12　航海情報記録装置（設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備に限る。）の機器

○総務省告示第二百四十号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月九日

総務大臣臨時代理

国務大臣　田村　憲久

別表10⑴中「時分割多元接続方式送信部」を「送信部」に改め、同表10⑵を削り、同表10⑶①中「チャネル間隔が25kHzの場合は」及び「、チャネル間隔が12.5kHzの場合は（―）98dBm」を削り、同⑶④中「希望波の信号」を「希望波の信号と」に改め、「無変調の」を削り、同⑶を同表10⑵とし、同表10⑷③から⑤まで及び⑦中「⑶③」を「⑵③」に改め、同⑷を同表10⑶とし、同表10⑸を同表10⑷とする。

○法務省告示第三百十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年七月二十六日から効力を生ずる。

平成二十六年七月九日

法務大臣　谷垣　禎一

島根県隠岐郡知夫村長

島根県隠岐郡西ノ島町長

島根県隠岐郡海士町長

○文部科学省告示第九十二号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成三年文部省告示第百二十号（在外教育施設の認定について）により認定したローマ日本人学校（小学部及び中学部）の位置、平成四年文部省告示第三十二号（在外教育施設を認定した件）により認定したペナン日本人学校（小学部及び中学部）の位置、イスタンブル日本人学校（小学部及び中学部）の位置及び設置者並びにバハレーン日本人学校（小学部及び中学部）の位置、平成五年文部省告示第二号（在外教育施設を認定した件）により認定したコロンボ日本人学校（小学部及び中学部）、クアラルンプール日本人学校（小学部及び中学部）、ブエノスアイレス日本人学校（小学部及び中学部）及びグァテマラ日本人学校（小学部及び中学部）の位置、サン・ホセ日本人学校（小学部及び中学部）の名称、位置及び設置者、ボゴタ日本人学校（小学部及び中学部）及びサンチャゴ日本人学校（小学部及び中学部）の位置、リオ・デ・ジャネイロ日本人学校（小学部及び中学部）の名称、位置及び設置者、マドリッド日本人学校（小学部及び中学部）、プラハ日本人学校（小学部及び中学部）、ブラッセル日本人学校（小学部及び中学部）及びロンドン日本人学校（小学部及び中学部）の位置、